ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について

国際協力部教官 田 中 嘉寿子

第1 プロジェクト形成経緯概要

ラオス人民民主共和国(以下「ラオス」という。)に対する法整備支援活動は、1998年の JICA 現地セミナーに法務総合研究所教官が短期専門家として派遣されたのを契機に、翌1999年以後、毎年、JICA 国別特設研修を名古屋大学と法務総合研究所とが共同で実施協力し始め、当部が創設された2001年度には、当職を含む当部教官3名が3ないし6か月ずつ順次ラオスに短期専門家として派遣され、現地の実情調査、ニーズ・アセスメントを行いつつ、プロジェクト案の作成を行い、翌2002年6月から1年間、当部の工藤教官が長期専門家として派遣され、PDM案を作成しながらプロジェクトの準備を行った。そして、2003年5月から本プロジェクトが3年間の予定で開始されるとともに、当部専門官小宮由美が長期専門家として派遣された。

第2 ラオス各司法機関の組織概要

平成 18 年度の本邦研修参加者の報告によれば、各司法機関の組織概要は以下のとおりである。

1 裁判所

(1) 裁判所制度の成立経緯

1975年	内戦終結。	これ以前,	裁判所制度はなかった。	紛争があれば臨
	時的に解決	していた。		

1976 年 民事紛争解決令 (1976 年 10 月 15 日付首相令 53 号)

1979年 人民裁判制度開始。県、市レベルの裁判所のみで、アドホックな合議体。

1983年 最高裁が司法省の中に設置。

1989年 最高裁が司法省から独立。しかし、下級裁判所は司法省管轄下。

1990年 人民裁判所法制定。以後、裁判所制度が徐々に整ってきた。

1996年 初めて法学部設置,26名しか卒業できなかったので,裁判官に

は法学士でない者も多数含まれている。

2003年 憲法改正により、下級裁判所もすべて最高裁管轄下になる。

(2) 現在の三審制

- ① 最高人民裁判所(1か所) 最終法律審。
- ② 高等裁判所(3か所) 最終事実審。事実・法律の問題点につき審理。

- ③ 県級裁判所(17か所) 5部ずつ(民事,刑事,商事,家事,少年部)
- ④ 郡級裁判所(66か所) 原則として第1審(目標:139か所)
- (3) 最高裁の行政部門 4部局:官房,統計管理,組織人事,裁判官研修センター

(4) 裁判所職員

2003 年当時 裁判官 231 人,裁判官を含む職員合計 456 人

2006 年現在 裁判官 319 人(うち女性 47 人),裁判官を含む職員合計 664 人(うち 女性 263 人)

2020年までに職員合計を1,869人(3倍)に増やすのが目標(大統領府承認済み)。 裁判所の職員の教育レベルは、現在、博士1名、修士35名、学士223名、大学卒(学 位なし) 171 名, 法律専門学校卒 90 名, そのほか専門学校卒 100 名, 高等教育歴なし 44 名, 計 664 名である。

裁判官でも、初期には教師などから採用したこともあったので、職員や裁判官の中に は法律を勉強していない者も多く、特別の研修を必要としている。

2 検察院

(1) 組織

最高検察院 1か所 高等検察院 3か所

県級検察院 139 か所 (うち4か所には検察官配置なし)

最高人民検察院の組織は、行政部2部(総務部、官房長室),専門部4部(民事、刑 事,一般,刑務所)である。2010年までに国際交流部,特別捜査部(政府監査庁から汚 職事件等の告発を受けて捜査する部)を新設する予定である。

(2) 職員

検察院の職員数(検察官・捜査官・事務官) 計726名

- (3) 今後の課題
 - ① 最高検察院規則などの検察院関連の法令の整備
 - ② 捜査機関(警察,森林局(森林警察),税務局)との連携強化
 - ③ 中央検察図書館の設置
 - ④ 犯罪統計・人事統計の作成
 - ⑤ 職員研修所の設立(資金不足のため継続的な研修制度がない。)

3 司法省

(1) 司法省法律学校

1986 年,司法省に法律学校が設置され,司法省職員に対し,法学の基礎を教授し始めた¹。

2006年現在は、以下のとおりである。

ビエンチャン (400 人), ルアンパバーン (1,000 人), サヴァナケット (300 人。2002年設立当時 200 人から増加) の 3 校に計 1,700 人 (うち司法省職員約 900~1,000 人) が在籍。

学生は、現職職員(司法省・裁判所・検察院・警察)と高卒の学生が6対4程度である。 授業料は無料。現職生徒は所属省庁が給料を支給し、勉強に専念。ただし、各機関に 対する各県のクォーター(有給奨学推薦枠)が非常に少なく、予算不足のため減少傾向 にある。

カリキュラムは、一般教養、民法、商法、刑法を中心に学習するもので、4年制であるため、ラオスでは学士資格は得られない(5年制にして学士が得られるようにするための認可を教育省に申請中)²。

教材は、上記3法に関する簡潔なものしかない。

講師は、司法省職員と他機関からの臨時講師(含む大学)である。

(2) 法典編纂の予定

2007-2009年に, ①民法典(司法省と司法省,最高裁,検察院,国会のシニア法律家からなる臨時委員会),②商法典(商業省と同臨時委員会),③刑法典(司法省),④行政法(内閣府行政庁)に関する情報を収集し(特に①~③が喫緊の課題),2010-2015年に起草完成予定である。

4 ラオス国立大学法政治学部

(1) 大学の設置経緯3

1991年~1992年 司法省法律学校から大学に昇格(学位付与可能となる。)

1997年 文部省に移管,法政治学部となる(国立大学11学部の1つ)。 学科は法学科と政治学科。

学習カリキュラム: 2年(一般教養) +3年間(法律)の5年制。

2001年 カリキュラム改訂:1年(一般教養)+4年間(法律)

2004年 国際関係学科新設(外務省から外交官養成のために設置要望あり)。

¹ この経緯は、日本の明治時代と非常に類似していて興味深い。日本では、1871年(明治4年)9月、司法省に明法寮が創設され、司法省の敷地内の旧信濃松本藩邸で司法省の初代お雇い外国人ジョルジュ・ブスケ(フランス人弁護士)からフランス語で法学の基礎を学び始めた。これが、後に1886年(明治19年)、帝国大学令の公布により、「帝国大学」(現東京大学)となった。

² この点につき、裁判所・検察院の研修員からは、賛同が得られなかった。司法省法律学校の格上げには、裁判所・検察院を含めた学校の規模拡大が必要であるが、他機関は独自研修施設の設置拡充を企図していたこと、独自の実務教育を重視していたことからである。

³ ICD NEWS 第4号34頁以下「ラオスにおける法学教育」(瀬戸裕之)参照。

2007年 企業法学科設置予定。

2008 年 公法分野の修士課程設置予定。

(2) 学生

5 学年総数 2,250 人 (法学部 2 - 5 年生全員で)

各学年は,原則600人であり,政府費用枠(300人)と私費枠(300人)とが半々で ある。私費の学費は、年間100ドルで、高校卒業後、一般教養を受けずに4年間法学を 学ぶ。

(3) カリキュラム

共通科目 法律基礎(民法,刑法,憲法,行政法),法学,外国語,一般教養。 最終学年は、実習(法学部生の場合、司法省、裁判所等で)と卒業論文。

(4) 教材

全約60科目中,32科目につき,スウェーデン(SIDA)の支援で教材が作成された (著作権は SIDA。大学教材としてのみならず、全国の裁判所・検察院にも配布)。 しかし、SIDA の方法は、日本と異なり、ラオス人に書かせ、学部幹部、各科目の教 師,裁判所,司法省,検察院代表者からなる「教科書委員会」を設置させてそこで承 認させて印刷する資金を提供するだけで、長期専門家も常駐せず、内容についての助 言は一切なかった。

最も教材が欠けているのが法律分野であり、既に作成された教材の質量ともに不十分 で改訂が必要である。

(5) 教授法

1990年代半ばころは、法律を教えるのは、ただ条文を読み上げるだけで理論面は教え ていなかったので、理論を勉強するには留学させるほかなかった。

単位認定は、試験6割、平常点4割(出席率6割以上必要で、5割未満は落第。5-6割は要補習。50点以下は要追試)。

(6) 講師

法律分野の講師は、54名(定員)である(うち8名は養成中の助手)。

うち,日本,タイに 10 人が留学中,オーストラリアで 6 人短期研修中である。

講師の学位は、修士14人(ベトナム、日本、タイ)で博士はいない。

外部臨時講師として、司法省から 10 名が来ており、逆に、他の学校・各省庁の専門 学校にも呼ばれて非常勤講師をしている。

第3 ラオス法制度整備の必要性

ラオスの法整備の実情に関しては、日本の法律家の目から見れば、「ないない尽くし」で あった。法律は、2001年当時わずか49本しか制定されておらず、国会の法案審査能力が低 いため年間3~4本しか新たな法律が制定されていなかった。

本プロジェクトの各成果物の作成支援の必要性とプロジェクト進行に伴う若干の計画変 更経緯は、以下のとおりである。

1 法令集

六法全書のような法令集もほとんどないし、一度発行してもなかなか改訂されず、裁判 官等の法律家の座右にほとんどない状態であった。

2 法令データベース

日本の総務省が運用するような法令データベースもなかった。そのため、新しく法令を 制定する場合に矛盾が生じないようにチェックするシステムがなかった。

3 民法教科書

法律学の教科書がほとんどなく、法学教育機関である司法省法律学校及びラオス国立大学法学部にも教材がほとんどなかった。SIDAが、教材発行(費用)支援にとどまり、中身に対する助言に至らなかったのも、外国人コンサルタントはラオ語が読めず、ラオス側カウンターパートで英語のできる人材が極めて乏しく、法律分野の翻訳を正確にできる業者も少ないので、コメントしようがないという事情もあったと思われる⁴。

法学の教科書のうち、特に民法・商法を採り上げた理由は、市場経済化への以降において、民法・商法がラオスにとって新規な法分野であり、かつ、市場経済の基礎となる最重要の法分野だったからである。

これまでの民法に関する教材としては、最高人民裁判所副長官ダヴォン・ワーンウィチット氏が作成された民法手引書(2003年に一度改訂)及びラオス国立大学法政治学部講師ウィサイ・シーリパンニャー氏が作成した基礎的な手引書、裁判官向けの民法の履行に関する簡易な手引書の3つしかなく、いずれも、市場経済化移行前に作成されたもので、網羅的なものでもなく、民法学に関する国際標準に見合う理論的解釈指針を示すような最新の体系的・理論的・網羅的な教科書が待望されていた。

ラオスでは、大陸法ベースの法体系に各ドナーの支援に基づく英米法的な単行法が制定されている。そのため、司法関係者の中には、理論的混乱を来している者も少なくない。 そこで、両法体系についての基礎的な理解・整理の指針となるような理論的な教科書が待望されていた。

4 商法教科書 (→企業法注釈書)

商法教科書起草担当であったラオス司法省法律研究所副所長ケッサナ氏によれば、商法の教材は、すべて外国の商法に関する外国の教科書を翻訳もせずそのまま借用している状態で、ラオスの商法ないし企業法に関する教材もラオ語の商法教材も皆無であったとのことである。

2003年プロジェクト開始当初は1994年制定の事業法及び国際的な会社法に関する理論的

⁴ この点,小宮長期専門家はタイ語に堪能であったため、ラオス人と直接対話が可能であり、民法の専門家ではなかったが、日本の民法学者との連携及び自ら民法の学習を進めながらラオス人民法教科書作成 WG の連続ワークショップを指導できたことが、民法教科書の完成に大いに貢献したといえる。

教科書としてケッサナ氏他1名の2名体制で執筆を開始した。ケッサナ氏は、海外留学経験も豊富で英語にも堪能であり、ラオス司法省では希少な海外通である。それだけに、ケッサナ氏は、いまだ株式会社も証券取引所も存在せず、そもそも民間の企業活動がどうあるべきかについての具体的なイメージをラオス国民が十分に持っていない現状を打破し、ラオスに市場経済を発展させる基盤となるような、国際標準に合う理論的内容を踏まえた「あるべき商法」を示す必要があるという考えに基づき、各国の商法や国際的な商法理論をも紹介する理論的教科書作成を目指して執筆を進めていた。

しかし、2004年9月、名古屋大学松浦・中東両教授が現地に赴き、執筆担当者らと教科書の在り方について協議した際、両教授は注釈書(コメンタリー)作成を助言した。同年12月、司法省 Steering Committee Members(SCM)と小口光 JICA 長期専門家(弁護士)が会合を持ち、1994年事業法の注釈書という形式で教科書を作成すること、法改正についても教科書の対象とすること、法改正のプロセスにおいて商業省と協力的な体制を採り、WGがこれに可能な貢献をすることについて SCM より了承を得た。

日本側がラオス側に注釈書という形式を提言した理由は、以下のとおりである。

- ① ラオス法律家が、条文の解釈・分析能力を付けるため最適の方式であること
- ② 1994 年法に関するこれまでの WG の分析・検討結果を新企業法のコメンタリーの中で条文の比較を行うことで利用できること。

JICA 小口長期専門家とラオス司法省から、商業省と協議した結果、企業法の起草作業に司法省も参加することとなった。その結果、商業省から注釈書起草 WG に参加を得られ、また、公布前の草案に基づき注釈書作成作業を進めることができた。

2005年11月9日,従前の事業法(全94条)を全面改訂した新しい企業法(全245条)が制定され,2006年5月,公布された結果,商法教科書作成構想は,1994年事業法注釈書作成を経て,この新企業法注釈書作成へと変更された。

注釈書という形式の法律教材は、ラオスでは初の画期的試みである。

なぜなら、一党独裁・民主集中主義のラオスにおいて、法律の解釈権限は国会のみにある ため、国会以外の機関が法律の解説をする注釈書は存在し得なかったからである。

しかし、企業法という会社設立の基本となる市場経済実務に直結する法律については、 解釈指針となる注釈書が必要かつ有用であり、この初の試みが完成することは、ラオスの 法学発展のためには画期的な教材となる。

5 法律辞書

ラオ語自体に法律用語が乏しく、外国文献等を翻訳するにも、法律辞書がないため、訳語が不統一で、冗長な説明になりがちであったため、正確で統一的な翻訳ができなかった。 そのため、民法・商法教科書で使用される法律用語等につき、法律辞書を作成することが企画された。

6 判決書マニュアル

最高人民裁判所には、執務の参考になる基礎的資料がなかった。

2000年にUNDPの支援で初めて発行された判例集(抜粋・要約版で、「ケース・ブック」と呼ばれる。)により、初めてラオスの判決書を外国人も見ることができるようになり、JICA側で英訳して内容を検討したところ、その書式がばらばらである上、判決の理由(適用法条、証拠の採否・評価を含め)が不明確であるなどの問題が判明した。そのため、プロジェクト開始当初は、ケース・ブックの書式の改善を主眼としていた。

しかし、ラオスには、「判例制度」(最高裁の判例に先例拘束性を認める趣旨)がなく(法律の解釈権限が国会にしか認められず、一個人である裁判官が書いた判決が他の裁判に拘束性を有するなどということは許されないという反応が強く、判例制度の趣旨がなかなか理解されなかった。)、「判例」の意義、在り方、利用方法等につき、日本側とラオス側とで合意に達しなかったため、判例集発行支援は中止された。

そこで、判決書の書式を統一するという名目で、適用法条の示し方、理由の書き方等の モデルを示すことによって判決書の改善を目指す趣旨で、民事判決書起案マニュアル(モ デル判決書付き)の作成へと支援内容が移行した。

7 検察官マニュアル

最高人民検察院の職員らは、法学を学んだ者が少なく、検察官がいかなる職責を果たすべきであるかについて十分な知識・訓練を受けていない者が少なくなかったため、適正な捜査の指針となるマニュアルが待望されていた。

上記「ないない尽くし」の状態を踏まえ、各機関を対象として最もニーズの高い執務資料を作成することがプロジェクトの目標とされ、作成されたのが、「JICA事業事前評価表ラオス法制度整備プロジェクト」計画案であった。

第4 プロジェクトの実施状況

1 長期・短期専門家

ラオス法整備支援プロジェクト専門家派遣実績

			専門家氏名	指導科目	自	至
長其	長期専門家					
1	渡邉	祐美	子	調査研究員	2001.09.21	2003.05.31
2	工藤	恭裕	(ICD教官・検事)	司法アドバイザー	2002.06.24	2003.06.23
3	小宮	由美	(ICD専門官)	司法アドバイザー	2003.05.26	2006.03.31
4	小川	博史		プロジェクト管理	2003.07.09	2005.01.31
5	小口	光	(弁護士)	法律アドバイザー	2004.12.02	2006.05.25
6	伊藤	史男		業務調整	2005.01.05	2006.05.25
短其	期専門	家				
1	工藤	恭裕		セミナー (法律制度)	2003.07.21	2003.08.19
2	松尾	弘	(慶應大学教授)	セミナー (民法)	2003.07.26	2003.08.19
3	中野俊) 一郎	(神戸大学教授)	セミナー (商法)	2003.08.17	2003.08.26
4	行澤	一人	(神戸大学助教授)	セミナー (国際取引法)	2003.08.18	2003.08.28
5	山下	輝年	(ICD教官・検事)	検察官マニュアル作成指導1	2003.11.16	2003.11.23
6	関根	澄子	(ICD教官・判事補)	判決書マニュアル作成指導1	2004.07.07	2004.07.22
7	井関	正裕	(元判事, 関西大学教授)	判決書マニュアル作成指導1	2004.07.07	2004.07.17
8	松尾	弘		民法教科書 (比較民法)	2004.08.07	2004.08.15
9	須網	隆夫	(早稲田大学教授)	商法教科書 (国際取引法)	2004.08.11	2004.08.20
10	井関	正裕		判決書マニュアル作成指導2	2005.02.25	2005.03.04
11	松尾	弘		民法教科書 (物権)	2005.03.06	2005.03.13
12	野澤	正充	(立教大学教授)	民法教科書(債権)1	2005.03.12	2005.03.19
13	中東	正文	(名古屋大学教授)	商法教科書シンポジウム	2005.05.15	2005.05.19
14	野澤	正充		民法教科書(債権)2	2005.08.14	2005.08.22
15	井関	正裕		判決書マニュアル作成指導3	2005.08.20	2005.08.28
16	廣上	克洋	(ICD教官・検事)	検察官マニュアル作成指導2	2005.10.23	2005.10.30

現地専門家は、司法省に設置された民法教科書作成ワーキング・グループ(以下「WG」 と略す。)及び商法教科書作成 WG,最高人民裁判所に設置された判決書マニュアル作成 WG, 最高人民検察院に設置された検察官マニュアル作成 WG をそれぞれ指導し、日常的 に助言するほか、必要に応じて本邦研修・現地セミナーを企画・準備・運営した。

2 本邦研修

本邦研修は、原則として毎年2回、秋期には民商事法分野におけるラオスの問題点に焦点を当てた講義中心、冬期にはプロジェクトで作成を支援する民法教科書・企業法注釈書・判決書マニュアル・検察官マニュアルの作成支援に特化した作業中心と位置付け、企業法注釈書関係の研修については名古屋大学が協力され、他の研修は当部が実施に協力した。

	期間	実施協力	研修員	内容
1	2003年11月10日~21日	ICD	16名	ラオス側からの企業法制度及び憲法
	2003年11月25~12月5日	名古屋大学	16名	改正に関する発表
				海外投資と債権担保の講義
2	2004年1月13日~30日	ICD	6名	民商法グループと判決・検察官マニュ
	(ICD招へい4名と共同)		(10名)	アルグループとに分かれた論点整理
				・協議,中間発表等
3	2004年9月27日~10月15日	ICD	10名	判決書マニュアル・検察官マニュアル
				の各グループ別作成指導
4	2004年10月25日~11月2日	名古屋大学	12名	商法教科書作成指導
	2004年11月4日~18日	ICD	12名	民法教科書作成指導
5	2005年5月23日~6月3日	ICD	8名	民法教科書作成指導
	2005年6月6日~17日	名古屋大学	8名	商法教科書作成指導
6	2005年11月7日~18日	ICD	7名	民法教科書作成指導
7	2006年11月21日~12月1日	ICD	7名	プロジェクト総括

なお、研修員数が初期の 16 名から 2004 年以後 10 名以下に減ったのは、プロジェクト開始前の 2002 年度の現地専門家であった工藤教官が、現地で幅広い司法省職員らに対し、民法・商法の基礎に関する連続セミナーを定期的に開催し、その成績優秀者を本邦研修に参加させることにより、司法省職員らの法学知識習得への動機付け・底上げを図っていたことから、研修員数が多かったのに対し、プロジェクト開始後は、個々の WG を中心として執筆作業に集中するため研修員が WG メンバーに集中し、少数になったものである。

3 現地セミナー

上記短期専門家派遣実績記載のとおり、民法・商法教科書作成指導が計 5 回、判決書マニュアル作成指導が計 3 回、検察官マニュアル作成指導が計 2 回の合計 10 回にわたり、それぞれの作成指導に継続的にご協力いただいている講師を派遣し、作成担当の現地 WGを中心とする法律家に対し、セミナーを開催した。

そのほか、必要に応じ、随時、JICA-Net を利用したテレビ会議によるワークショップを 開催した。

4 国際協力部によるラオス専門家招へい

- ① プロジェクトの準備として、当部は、ラオス司法省法律研究所副所長ケッサナ・フ オンマチャ氏を 2002 年 10 月 10 日~11 月 23 日の間(45 日間)招へいし、商法教科書 作成準備のための調査研究に従事してもらった。
- ② プロジェクトの進捗を促すため、当部は、ラオス最高裁判所及び最高人民検察院幹 部の以下の4名を2004年1月12日~31日の間(20日間),研修に合わせて招へいし, プロジェクトの進捗に関する中間報告をしてもらうとともに,今後の進行に関する協議 を行った。

ダヴォン・ワーンヴィチット 最高人民裁判所 副長官

ブンマー・ポンサニット 最高人民検察院 副官房長

ソンプー・ポティサー 最高人民検察院 組織人事局組織課長

ブンマー・ドゥアンマラシン 最高人民検察院 刑事部捜査官

5 現地ワーキング・グループ (WG)

① 民法教科書·総則 WG 3名(司法省)

② 民法教科書·物権 WG 2 名 (司法省)

③ 民法教科書·債権 WG 5名(司法省4名,国立大学1名)

④ 民法教科書·担保物権 WG 1 名 (司法省)

⑤ 商法教科書 WG 5名(司法省3名,商業省1名,国立大学1名)

⑥ 法律データベース・法律用語集 WG 7 名 (司法省)

⑦ 判決書マニュアル WG 4名(最高裁)

⑧ 検察官マニュアル・人事組織編 WG 3名 (最高検)

⑨ 検察官マニュアル・捜査編 WG 5 名 (最高検)

第5 プロジェクトの達成状況

2006年5月のプロジェクト終了予定前の2006年3月のJICA終了時評価調査団による調査 の結果、一部の成果(予定)物は未完成であったが、既に日本側が教示・指導すべきことは 伝えてあり、後はラオス側 WG が自ら執筆作業を完成させ、普及活動をすべき段階に達して いることが明らかであった。

そこで、派遣中の3名の長期専門家は予定どおり帰国し、現地での完成・普及作業を JICA 現地事務所の指導の下に継続させ,2007年5月末をもってプロジェクトが終了することとな った。

そして、プロジェクトの達成状況と課題について 2006 年 11 月、本邦研修(別添1 研修 日程表, 別添2 研修員名簿, 別添3 研修員発表 参照) を実施した際の各機関の代表者 が報告したプロジェクトの達成状況及び2007年3月現在のJICAラオス事務所からの情報に よれば、以下のとおりである。

1 司法省

(1) 法令データベース

① 内容

2006 年 11 月現在施行中の法律がすべて記録された CD-ROM である。

キーワード検索が可能である点が特徴。キーワードを入力すれば、該当語を含む条 文のある法律の名称、制定年月のリストが画面上部に表示され、その中から1つの法 律を選択すると、当該法律の中で該当語の入った条文のリストが画面下部左側に表示 され、その中の条文を選択すると条文全文が画面下部右側に表示される(検索語ハイ ライト付き。)。必要部分だけを印刷することができる。

② 問題点

データ入力, 画面表示は早期に完成していたが, 印刷トラブルの解消に長期間かかった。ラオ語フォントの特殊性が原因であり, コンピュータ業者の改善努力には限界があった。

③ 2007 年 3 月現在, 完成し, 配布用の CD-ROM のコピー作成中である(書換え・ 削除・上書き不可)。

2006 年 11 月の本邦研修では、法令データベースをパソコン上で作動させて法令・ 条文の検索を行う様子を、初めて司法省関係者以外の参加者にスクリーン上に示し た。これまでこの種のデータベースに不慣れで興味を抱いていなかった裁判所、検察 院、大学講師らも一様にその便利さに感銘を受け、活用を希望していた。

④ 今後の課題

データベースの更新のため、新規法令が制定された際に起草担当の省庁担当者が必ず司法省にデータを提供し、司法省側もこれを受けてアップデートする体制を構築・維持することが課題である。

(2) 民法教科書

民法教科書については、松尾弘教授(慶應義塾大学法科大学院),野澤正充教授(立教大学法務研究科)及び古積健三郎教授(中央大学法務研究科)に主として助言指導をしていただき、現地では小宮長期専門家が起草 WGのワークショップを指導した。

① 構成

第1章・総則、第2章・物権、第3章・債権、第4章・担保

② 内容

ラオスには、単独の民法典は存在せず、財産法、土地法、契約法、不法行為法、担保法、家族法、相続法等の単行法が個別に制定されているが、ラオス司法省内では、これらを統合整理した総合的な民法典の制定が将来的な立法課題に上がっている。本教科書は、民法典起草作業の基礎となるよう、第1章から第3章まではパンデクテン体系に沿いつつ、日本、フランス、ベトナム等の民法にも言及した比較法的観点も踏まえ、民法の基礎理論を網羅し、現行法の教科書としてのみならず、現行法に欠けている部分にも言及している。

③ 作成方法

司法省内に計9名の執筆担当者からなる WG を設置し、本邦研修4回、現地セミナー6回、小宮長期専門家の指導の下での WG によるワークショップを計45回開催し、必要に応じて JICA-Net を利用した遠隔セミナーを実施した。

④ 問題点

プロジェクト開始当初,教科書の構成について WG メンバーと上司らとの協議が不十分であったため,2006年2月,ラオスのシニア法律家から,教科書の構成についての変更を命じられ,改訂作業が必要になった。この種の大部の網羅的教科書作成がラオスでは初めてであったため,関係者間における完成品のイメージ共有が困難であったのが原因である。

⑤ 普及状況

2006年9月、法律普及のトレーナー育成のため、民法教科書第1稿に基づき、セミナーを実施。参加者は、本教科書を利用する予定である各地の司法省・法律専門学校や、国立大学の教師である。参加者にとって物権や債権の概念は初めてであり、特に債権についてはラオスにおける経済取引がいまだ不活発であることから、参加者がイメージしづらく、理解し難かったため、参加者の要請に基づいて、10月に再びセミナーを開催した。

同年 11 月, これらのセミナーでの質疑等を踏まえて改訂した第 2 稿を完成(完成度は 80%)。

司法省シニア法律家からチェックを受けた後、司法省内の承認を得た。

特に土地の使用権についてはラオスの実情に合わせるように再考した。

12 月 25—29 日,ルアンパバーン司法省法律学校でワークショップを実施し,2007年2月にサヴァナケットでセミナーを開催して完成した。

2007年3月現在, 印刷中である。

(3) 商法教科書 (→企業法注釈書)

商法教科書については、名古屋大学の松浦好治教授、中東正文教授、今井克典助教授の助言指導を得、小口長期専門家が日常的な助言指導をした⁵。

① 構成

2005 年企業法 245 条の逐条解説であり、全約 400 頁である。

各条文につき,1994年事業法との比較,外国法との比較,条文内容の解説,将来の改正の方向性などの7項目の解説をすることを方針とした。ただし,条文によってはごく簡潔な説明にとどまらざるを得なかったものもある。

^{5 2006} 年 3 月の終了時評価調査団のインタビューに対し、WG メンバーは、「名古屋大学の先生に相談すると、 先生はいつも複数の回答を用意し、その中でどれがベストか自分たちで考えろという対応であった。それも突き 放すのではなくいろいろな資料を用意してくれた。これは大変勉強になった。」、「小口専門家がいつでも何でも相 談にのってくれた。いつも忍耐強く丁寧に説明してくれた。私は英語が読めないので専門家はタイ語の資料を苦 労して集めてくれた。それにより外国の法律条文、その考え方を学べた。」等と評し、謝意を示していた。

② 作成方法

5名の WG で執筆分担を決め、本邦研修、現地セミナー、遠隔セミナー等で名古屋 大学共助の指導助言を得ながら起草した。

③ 問題点

企業法の制定が 2005 年 11 月,公布が 2006 年 5 月であり、その後に施行規則が作成される予定であることから、プロジェクト期間中(2007 年 5 月まで)に原稿を完成させることが相当困難であった。

また,注釈書という初めての形式であったため,執筆担当者は,どういう内容にすべきかイメージを共有するのに時間がかかった。

さらに、法の解釈権限が国会にしか認められないラオスにおいて、注釈書が政府上 層部の承認を得られるか否かが不透明であった。

しかも,企業法を施行するための諸制度(企業の登録制度など,人的・物的諸設備の導入完備が必要な部分)に未整備・未実施の部分があり,注釈の書きようのない部分が残った。

④ 普及方策

原稿段階で実施したセミナーでは、新法に関する経験の乏しい参加者から実務経験に基づき原稿を完成させる上で有益なコメントは得られなかったものの、注釈書という形式の教材が法律を理解するのに極めて有益なものであることが周知され、発刊を待ち望む声が聞かれ、司法省内でも、注釈書形式の教材の有用性が認識されるに至った。

⑤ 今後の予定

2007年5月までに完成・発行予定。

(4) 法律辞書 (レキシコン)

① 構成

民法・商法教科書から抽出した主要法律用語 300 語に解説を付したもの。 言語の類似するタイのレキシコンも参照した。

② 今後の予定

2007年3月現在、完成し、配布用に印刷中である。

2 最高人民裁判所

(1) 法令集

① 趣旨

裁判官の法律知識を高め、裁判が法律に従ってなされるよう、全裁判官が必ず最 新の法令集を座右に置いて執務できるようにすることを目的として発行した。

② 構成

行政法,裁判所法,経済社会文化法,労働と自然資源法に4分類し,2004年現在施行中の56法律を収録した(その後制定された6法律は含まれず)。

③ 普及

合計 1,000 部を全裁判官,検察官,司法省職員らに配布した。ラオス建国 30 周年 記念式典で展示すると,「どこで買えるのか。」との問い合わせが多かった。

(2) 判決書マニュアル

民事判決書マニュアルは、元大阪高等裁判所判事の井関正裕先生⁶の全面的な助言指導を得て最高人民裁判所の裁判官らからなる WG が執筆し、裁判所評議会の承認を得て作成された。

プロジェクト進行途中で民事訴訟法の改正があったため、第2章「訴訟運営」の改訂が必要となり、まず第1章・第3章部分を「判決書マニュアル I」として発行し(600部)、第2章部分を「判決書マニュアル I」として 2006 年 12 月に発行した。

① 構成

第1章 判決に関する一般的知識,第2章 訴訟運営方法,第3章 判決,添付資料 各種書式,モデル判決書。

② 普及

決書マニュアル I・IIにつき、各地方で各6回ずつセミナーを開催し、WGメンバーが現地裁判官らにマニュアルの内容を説明した。

③ 今後の課題

セミナーでの質疑・コメントを基に、将来の改訂版作成が望まれる。

3 最高人民検察院

検察官マニュアルは、法律の適正な執行や地方をも含めた統一的な運用に資するために作成することとされ、当部検事教官の助言指導と小口現地専門家の指導の下で完成された。

構成

検察院の人事・組織編(100部印刷)と捜査編(500部, 誤植訂正後800部各印刷)の2種類。全検察院に配布された。

② 作成方法

検察官、捜査官など計8人体制のWGで執筆した。WGは、本邦研修、現地セミナーのほか、タイにおける第3国研修も受けた。

なお, 人事・組織編の内容については, 日本とは制度が異なることから, 日本側から助言せず, 分冊発行となった。

特筆すべきは、検察院随一の法律専門家であるソムリット次長検事が定年退官直前で健康面でも不安のある中、本マニュアルの全般にわたり加筆訂正を加え、強い意欲とリーダーシップを発揮されて完成させたことであり、現地専門家からも敬意を表さ

⁶ 井関先生は、現在関西大学法科大学院教授・弁護士であり、JICA ベトナム法整備支援プロジェクトにおいても、民事訴訟法改正支援、判決書マニュアル作成支援、日越判例制度共同研究書作成支援等で多大のご指導をしていただいており、ラオス判決書マニュアルについては、日本・ベトナムとの比較をも交えたご指導を頂いた。ラオス判決書マニュアル作成支援概要については、同マニュアル II の発行が遅れたため、ICD NEWS 第 32 号で採り上げる予定である

れていたことである。

③ 普及セミナー

マニュアル完成後,各地方において,順次,普及セミナーを開催し,現場の検察官・捜査官及び警察の代表者を参加させ、マニュアルを配布して内容を解説し、質問・コメントを受けた。

その結果,地方の検察院の組織体制,書類作成,職員の自己の職務に関する理解度,職員の採用方法,検察院と警察との協力連携,刑事事件の早期解決等の全般にわたり,改善がみられた(本研修に参加していたブアトーン判事からも,「警察官が検察の要請指導に従い,令状や法律に基づく職務執行を励行するようになった結果,刑事事件の処理が裁判でも円滑になってきた実感がある。」との指摘があった)。

④ 今後の予定

2006年12月~2007年3月の間,ラオス各県でワークショップを計3回実施し,現場の検察官・警察官らに説明し、質疑を通じてコメントを提出させ、同年4月以後にマニュアル活用状況に関する調査を実施し、今後の改訂案作成の資料とする。

第6 プロジェクト実施上の問題点

1 長期専門家

当初,現地に派遣された JICA 長期専門家は2名体制であったが,業務量が膨大であることから,法律専門家として弁護士の長期専門家1名を増員するに至った。

ラオスのように英語に堪能なカウンターパートが極めて少ない国において、言語を最重要ツールとする法整備支援プロジェクトを実施するためには、現地語に堪能な長期専門家の存在は極めて重要である。

また、カウンターパート側のドナー・コーディネーション能力が低いラオスのような 国で、常時3カウンターパートを相手にプロジェクトを進行させるためには、業務調整 が極めて重要である。殊に、法整備支援においては、司法制度を支える裁判所、検察院 及び司法省の3機関すべてに対して同時並行的にプロジェクトを進めなければ意味がな いことが多く、法曹の母体たる大学法学部との連携も不可欠であるが、相互に独立した 機関であるから、ドナー側の調整が不可避であり、業務調整専門家の役割は極めて重要 である。

さらに,支援内容が高度な法律問題であることから,法曹資格者の専門家も必要である ことは論を待たない。

当初から、3名体制で臨むのが望ましい内容・業務量のプロジェクトであったにもかか わらず、2名体制で開始しており、長期専門家に加重な負担をかけていたと思われる。

2 イメージ共有の困難さ

いずれの成果物も、「ラオス初」であるため、ラオス側 WG と承認する立場にある上司 (Steering Committee),長期専門家、国内助言者という多数の関係者間で、最終成果物の

内容や活用方法などに関するイメージを共有して合意に達することが相当困難であり、プロジェクトの初期は相当な苦労や意思疎通の齟齬があったようである。

しかし、これは、ラオスのようにラオス語での参考資料やモデルが少なく、実際に読まなければイメージを持てない法律関係の教材や執務資料の作成というプロジェクトの内容から不可避であったと思われる。

ようやく完成した各成果物については、今後、ラオス人自身による普及・改訂作業が望まれる。

第7 プロジェクトの成果について

1 成果物

法整備支援という技術協力プロジェクトについての評価手法はいまだ確立しておらず, 正確で客観的な評価は通常困難である。

しかし、わずか4年間(長期専門家が常駐したのは3年間)という短期間に、司法各機関にとって、いずれも類書のなかった執務マニュアル(全国統一書式付き)や数百頁に及ぶ教科書2冊などの多数の成果物を作成したことは、画期的な成果であるといえる。

司法制度を運用するための法曹養成に必要な資料は、まず法令集(本プロジェクトの 法令集と法令データベース)、法律家としての基礎的素養を習得させるための基本的教 科書(同民法教科書)、主要な法令の条文の逐条解説である注釈書(同企業法注釈書)、 法律学習の基礎となる用語集(同レキシコン)、判例集(中止)に基づき学習し、さら に、裁判官にとっては判決の起案の仕方と参考となる判決例(同判決書マニュアル・添 付のモデル判決書)、検察官にとっては自己の職責・権限の範囲を明示する手引書(検 察官マニュアル人事・組織編)と適正な捜査を行うための手引書(検察官マニュアル捜 査編)である。

本プロジェクトは、司法制度を運用するために必要なものを一から創り上げたのであり、ラオス司法制度の発展の礎となるものであって、正に制度整備支援、司法機関のキャパシティ・ビルディングの見本といえるものであった。

2 人材育成

2006年3月の終了時評価調査団のインタビューに対し、ケット司法省副大臣が、「民・商法教科書については、よくここまで執筆することができたと感心している。今回の日本の支援手法は、ラオス側が執筆し、日本の専門家がアドバイスし、またラオス側が訂正するという繰り返しで仕上げていった。この日本のやり方はすばらしい。他国の支援では、完成品を受け取るだけであり、人材育成にはなっていない。また、日本の専門家はラオスの法律を尊重しながら、日本のみならず諸外国との比較法をも含めた指導をしてくれるので、その点も評価したい。」と答えているが、ラオス人自身に起案させることを重視したのは本プロジェクト共通であり、各機関から、同様の評価があった。

これは、完成品を与えて翻訳する支援と異なり、WG の人材育成になるとともに、理論

的教科書,注釈書,執務マニュアル,統一書式等の作成ノウハウを身に付けさせ,今後このノウハウを応用して他の教材・資料を自ら作成していくことができるようになるという意味で,持続発展性の高い支援手法であったといえる。

第8 ラオス法整備支援の今後の課題

ラオスでは、国連開発計画(UNDP)の支援により、司法改革マスタープランが作成され、 本研修で概要について報告してもらったが、いまだ揺籃期にあるといっても過言ではないラ オス司法制度にとっては、ほとんどすべての項目が改革課題として列挙されている感があ り、今後の支援課題の特定に至る材料とはならなかった。

本プロジェクトによって作成された各成果物は、いずれも十分に普及されて実務で使用され、ラオス人自身によって改訂していくべき性質のものである。ラオス側にもその自覚・能力のあることは、長期専門家帰国後のラオス人自身によって企画・実施された普及セミナーから明らかになった。

ただ、セミナーの開催方法や、記録を作成して改訂作業に活かすべきことなど、日本側の 助言の必要性が感じられた面もある。

今後とも、ラオス側のニーズ、各ドナーの支援動向、ラオス側カウンターパートの能力・ 余力、日本側の支援リソース等を勘案しながら、ラオス側の自立発展性・オーナーシップを 高めるような支援方策を検討すべきであろう。

率直に言って、2001年度に短期専門家として3か月半ラオスに滞在してPDM案の叩き台を作成した当職にとっては、おっとりしたラオスの各司法関係者らが、短期間にこれだけの成果物を完成させ普及セミナーまで実施したことは、非常に嬉しい驚きであった。

これも、各長期専門家の非常な努力と各助言者の先生方のご指導、ラオス人自身の努力の 賜であり、心からその成果を祝したい。

第14回ラオス法整備支援研修日程表

担当教官:田中嘉寿子

於: JICA 東京(TIC)セミナー室

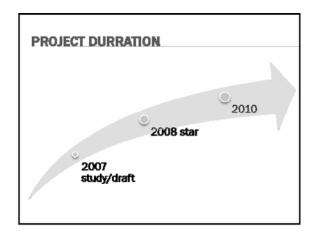
月	曜	10:00	14:00		
Ħ		12:30		17:00	
11		研修員:本プロジェクトの総括・評価とマスタープラ プロジェクトの達成状況・成果物の普及:		I 18:15∼	
/	火	司法省	検察院	法総研所長表敬	
21		慶應大学教授松尾 弘,立教大学教授野澤正充(午前),名古屋大学教授中東正文	〔(午前), JICA佐藤専門員,国際協	8力部長稲葉一生	
11		研修員:本プロジェクトの総括・評価とマス プロジェクトの達成状況・成果物	タープランに関するプレゼンテーミ 勿の普及状況に関する各機関報告	ンョン II	
/	水	大学	裁判所	全体質疑	
22		慶應大学教授松尾 弘, 立教大学教授野澤正充(午前),JICA井上氏			
11					
/	木	祝	日		
23					
11		見学 9:30~ 東京地方検察庁	見学 東京地方裁判所(刑事裁判傍聴)		
/	金		東京簡易裁判所(民事裁判傍聴,受付,公示送達等)		
24					
11					
/	土	休	日		
25					
11	п	(*	п		
26	Ħ	VI	Ц		
11		講義 立法手続	講義 法学教育・法曹養成システム	ムと法学教材	
/	月		- 民法分野を中心に-		
27	Л	講師 名古屋大学法学研究科長 松浦 好治 TIC	講師 慶應大学法務研究科教授	었군 리 TIC	
		時即 有日星八十亿十朔九杆尺 福州 好伯 110	两叫 废恶八十亿物则几件软汉 1	松尾 弘 TIC	
11		見学 9:30~ 慶應大学法科大学院(商法総合),法学部(債権総論)	Į.	見学 江戸東京博物館	
	火	大学施設			
28		講師 慶應大学法務研究科教授 松尾 弘			
11		意見交換会準備 13:00~ 見学	15:00~見学	ブリーフィング	
/	水	東京証券取引		は、弁護士の業務(民事・刑事の	
29		TIC	弁護士・JICA		
11		今後の司法制度改革において日本に	こ期待する役割に関する意見交換会		
/	木	司会進行:田中嘉寿子(国際協力部教官)			
30		慶應大学教授松尾 弘,名古屋大学法学研究科長松浦好治,JIC	A佐藤専門員,同井上氏,国際協力	D部長稲葉一生 TIC	
12		意見交換に基づく報告書の取りまとめ	評価会・修了証書授与		
/	金	(各自)			
1				TIC	
-					

第14回ラオス法整備支援研修 研修員名簿

1		ナロンリット ノラシン
		Mr. Nalonglith NORASING
	Man.	司法省法律研究所法務部長
2		スリヤ シダウォン
	130	Mr. Souliya SIDAVONG
		司法省法律研究所法律情報部長
3		ウン ラスカーン
		Mr. Ounh LASOUKANH
	N	最高人民検察院官房長
4		カムモーン セーンウタイ
	200	Mr. Khammoune SENGOUTHAI
		最高人民検察院国際協力部長
5		ブアトーン チャンタマリン
		Mr. Bouathong CHANTHAMALINH
		最高人民裁判所官房長
6		ポムスワン ピラチャン
		Mr. Phomsouvanh PHILACHANH
	1.	最高人民裁判所裁判官
7		ブンコン ペットダオフン
	(25)	Mr. Bounkhong PHETDAOHUNG
	19	ラオス国立大学法学部講師
		【研修監理員/JICA CDN】
		小山 峰 子, チャンタソン・インタヴォン
		【研修担当/Officials in charge】
		教 官 田中 嘉寿子 国際協力専門官 島﨑 幸英 , 松村 幸治

司法省の現状と支援ニーズについて(司法省 1)





OUTLINE OF PRESENTATION

- Current Situation
- 2. Needs for assistance
- 3. Proposal for assistance
- 4. Cooperation with other donors
- How to utilize personals obtained long-term training

CURRENT SITUATION

- School of law is established to provide opportunities to local judicial staff to obtain basic legal education.
- There are 3 schools of law under supervision of the Ministry of Justice (Regional School of law) which located in Louangprabang, Vientiane, and Savannakhet Provinces.
- » Originally, the course and curriculums were designed for 3 years, then extended to 4 years, all students shall study about 50 laws

CURRENT SITUATION

- There are more than 1000 students now studying in those 3 schools;
- » New courses programmes, which are now under consideration of the Ministry of Education, are:
 - Civil Law
 - 2. Criminal Law
 - Commercial Law
 - 4. International relations
 - Administration law

These programmes will be the courses of school of law in the future, nevertheless, they wont be approved by Ministry of Education

CURRENT SITUATION

Savannakhet School of Law was established in 2002, were totally 200 students from 4 southern provinces, 60 % of them there were judicial officials from District level of those provinces, 40 % were students graduated from High Schools

NEEDS FOR ASSISTANCE

- Legal professions:
- Presently, to respond to needs for legal and judicial development, the Ministry of Justice requires 2,135 legal professional staff;
- There are more numbers of legal professions need to produce for other organizations such as the people's courts, public prosecutor's offices, Lao Bar Association, and several governmental organizations included Central and Local Administrations, [although, the people's supreme court and people's supreme public prosecutor's office will establish its own professional training institutes] reference to part III of Legal Sectors' Master Plan.

NEEDS FOR ASSISTANCE

- 2. Law lecturers:
- * Increase the numbers of law lecturers in schools of law;
- * Upgrade and enhance the legal knowledge and teaching methods for existing and new law lecturers:

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- 3.2. Strengthen the competence of the teachers and managers at legal training institutions: (2007-2010)
- 3.2.1 Recruit more teachers for adding teachers in the legal training institutions, including the use of guest lecturers and visiting teachers from other countries
- other countries

 3.2.2 Send teachers at legal training institutions to study and practice with judical or legal professionals abroad or inside the country

 3.2.3 Foster professional teaching skills for teachers through domestic short courses, attracting participation from foreign experts and increased use of modern equipment and technology

 3.2.4 Exchange of law teachers by inviting foreign law teachers to teach in Lao P.D.R's legal training institutions and sending Lao law teachers to teach in legal training institutions in foreign countries —

 3.2.5 Strengthen the competence of the managers at legal training institutions —

Project results and resources framework 14 -15 p,

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- 3.1. Renovation on the targets and contents of programs, text books and teaching methods for legal training(2007-2010)
- 3.1.1 Renovation of programs for basic legal education, legal professional training and retraining existing legal officials (Period 2007 2015)
- 3.1.2 Making Lao textbooks for basic legal training programs, legal professional training, re-training and developing legal official and experts to meet the requirements of training in the new phase; also, the number and quality of international reference books in Lao language must be increased
- 3.1.3 Reform teaching methods and equipment and stimulate the creative and active thinking of students and training participants

Project results and resources framework 14 p,

3. LEGAL EDUCATION AND TRAININGS:

- 3.5 Improve legal framework for the training of judicial and legal officials and retraining and continuing education of working legal experts and officials (2007-2010
 3.5.1 Draft legal documents to guide the application of Education Law in basic legal training
- 3.5.2 Draft a complete and uniform legal document related to the training of judicial and legal officials
- 3.5.3 Draft a legal document related to the retraining for legal experts and official
- 3.5.4 Draft a legal document, which regulates the reasonable use and compensation of lecturers of legal training institutions
- 3.5.5 Draft a regulation for the use of facilities of legal training institutions; design an annual and a 5-year budget plan for such institutions

Project results and resources framework 14 -16 p,

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

- 3.2 Strengthen the competence of the teachers and managers at legal training institutions
- 3.5 Improve legal framework for the training of judicial and legal officials and retraining and continuing education of working legal experts and officials (2007-2010
- Short-terms training:
 - In Lao PDR and Japan, training for law

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

- 3.2 Strengthen the competence of the teachers
- 1.3. Develop comprehensive Laws supporting the socio-economic Policy of the Government toward the years 2020, including the poverty eradication plan, with attention to environmental protection and socio-cultural preservation; and the promotion of justice for all in Lao society
- 2 Long-term training: Master and Doctorate Decrees for legal professions of MOJ (include, law lecturers who meet requirements)

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

Making Textbook on Criminal law (3.1; 3.1.2)

- General principles of criminal law:
 - Lao criminal law theory;
 - Comparative study with Japanese criminal law
- 2. Criminal Procedures:
 - Substantives criminal procedures under Lao criminal procedures law;
 - Comparative study with Japanese criminal procedure law

PROPOSAL FOR ASSISTANCE

Translation of Foreign Textbooks (Japanese) in Lao Language (3.1.2)

- × Civil Law textbook
- * Commercial Law textbook
- × Criminal Law textbook

COOPERATION WITH OTHER DONORS

French Cooperation:

- Training models on French laws: civil code, penal code, administration code;
- Selected teachers from the Judicial and Legal Institute, MOJ, to participate in tentative courses in France.
- Improve facilities of the Judicial and Legal Institute: renovated class rooms in JTI, equipped with furniture and computer's sets (some of computer's sets distributed to Louangprabang and Savannakhet Schools of Law)

COOPERATION WITH OTHER DONORS

JICA Cooperation:

- Selected teachers from the Judicial and Legal Institute to be members of civil law working group
- Those members had upgraded legal knowledge through several seminars in both Lao PDR and Japan.

COOPERATION WITH OTHER DONORS

ADB Cooperation:

- Training series for judges of Commercial division, notary public officers, judgment execution officers
 - Establish the computerization of registration of securities- with Ministry of Finance

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNDP Cooperation:

- * PA project= assisted drafting master plan
- × Project ended,
- Waiting for approval of master plan, further cooperation will be discussed later

COOPERATION WITH OTHER DONORS

SIDA Cooperation:

- * Through the UNDP Programme:
 - × Lao Bar Association;

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNOCD Cooperation:

- × Anti-terrorism:
 - + Workshops, seminars on UN Treaties

COOPERATION WITH OTHER DONORS

UNICEF Cooperation:

Assisted drafting law on child's rights and protections

UNIFEM Cooperation:

Gender issues: CEDOW, law on promotion and protections of women

HOW TO UTILIZE PERSONALS OBTAINED LONG-TERM TRAINING

Focus area:

- * Priority=Civil or commercial laws;
- Prepare, conduct research, participate in drafting civil code, and commercial code, and other related laws to civil and commercial areas
- Be teachers for law lecturers and produce textbooks

企業法注釈書作成について(司法省発表 2)

Commentary on enterprise law

Legal and Judicial Development Project-Ministry of Justice-JICA

Commentary on Enterprise law

- · Project's objective in each period
- · Productivity of each project implementation
- Dissemination of the commentary of enterprise law
- Future planning
- · Issues
- · Requirement

Commercial law textbook

- At the beginning of the project objective is to write on commercial law textbook
- Working group comprise of Mr. Ketsana and Mrs. Bounphone

Commentary on Business Law

- From September 2004 the project has changed its objective from commercial law textbook to make commentary on Business Law 1994
- · Guidance by Prof. Matsuura From Nagoya University
- · JICA Expert Miss. Oguchi
- WG: 5 people, Mr. Somlath from MOIC, Mr. Lengsack from Faculty of Law (UOL) and Mr. Nalonglith from MOJ
- WG had basically finished writing commentary on business law

Drafting Enterprise Law

- MOIC propose to the government to draft enterprise law replacing business law in the early of 2005
- The project has changed its direction making a research and comment to the draft
- > Now WG have 6 members

Productivity of making commentary on business law textbook

- Building capacity of WG members include knowledge, expertise and experience
- Opening themselves to learn lessons from foreign in term of commercial or company law
- All of these help WG contributing to develop the Draft of Enterprise Law

Contribution of the project to the draft enterprise law

- = JICA Net on 25-27/4/05
- Symposium on 16-17/5/05
- Attend meeting with expert from MPDF
- Workshop in Nagoya on 3-18/6/05
- Attend meeting to amendment the 3rd and 4th draft of enterprise law with MOIC on 6-15/7/05

Enterprise Law

- National Assembly approved the enterprise law on 9/11/05
- Project turned its attention to make commentary on enterprise law
- > Do research and make comment to every article
- Up to now a commentary on enterprise law is completed fundamentally with total about 360 pages

First Dissemination Seminar

- The first dissemination seminar took place at ICTC on 31/10-3/11/06
- 55 participants from various organizations such as MOIC, MOF, commercial chamber of supreme court, supreme prosecutors, etc...
- Receive value comment from participants to develop our commentary textbook
- Getting good feedback from participants and public



Next plan schedules

- Second dissemination seminar may hold at Savannaket province during: on 19-23/2/07
- The last seminar will be hold at Luagprabang province on 26-30/3/07

Issues

- Lack of experience of WG members
- Changed objective of the project many time causing time consuming of remain activity is limited
- Require knowledgeable persons with high effort, but the working environment are not support members enough resulting them to reduce their intention or dedication to the work
- Each members have heavy burden of works from belonging organization an project
- Two of our members are left causing other members who take-over their works trouble due to time limit

Requirement

- Supporting us to hold two dissemination seminars
- Fund for printing commentary textbooks and distribute them to related organizations and public

裁判所の現状と支援ニーズについて(最高人民裁判所発表

The People's Supreme Court (PSC) Presentation

Legal and Judicial Development For the Lao PDR.

At the TIC Tokyo, 30th Nov 2006

Mr. Bouathong CHANHTHAMALINH By: Mr. Phomsouvanh PHILACHANH

Content of Presentation

- Overview current situation of the people's court of I. the Lao PDR;
- II. The strategy plan to develop the People's court;
- Request the assistance from JICA;
- Other donors;

I. Overview current situation of the people's court of the Lao PDR;

- 1. People's court system (2003-present)
 - 1. Supreme court (1) Final review on the question of the laws:
 - 2. Appellate court (3); Appeal level both Q of fact and Q of law, but final level on question of the
 - 3. Provincial court (17). From PC-PSC have 5 chambers each;
 - 4. District Court (66). No chamber and based on law each district shall establish the district court.

Continue overview.....

- The personnel of the People's court
 - 1. (Transferred 2003) the local court has 456 person "231 judges";
 - Now the people's court has 664 person (263 women)
 - 319 judges (47 women)
 - Necessary in 2020 is 1.869 staff in whole country, this figure the PACSA already approved.
- 3. Donor and Project at the PSC
 - 1. JICA end May 2007 (JWM);
 - French prioritize on appeal court activities;
 - ADB mainly focus on the commercial matters
 - UNDP (PA project end September 2006)

II. Strategy to develop People's court

From now to 2020 the people's court must ensure:

- Strengthen judicial independent; Article 82 const "The people's court considers the case as panel, the judges must be independent which comply to the law only'
- Accountability "access to justice by poor, legal aid program";
- Transparency and morality "fair process, justice delay is justice deny
- Expect ability " respected by the society and judgment can be enforced"
- Integrate to regional and international;

III. Request the assistance from JICA;

- 1. Formulate training course;
 - 1. Create curriculum;
 - 2. Seminar for Training of Trainer;
 - 3. Teaching material (text book) for short and Midterm study;
 - 1. For judges;
 - 2. Judges assistant and court's clerk;
 - 3. Court administrative matters;

Continue request....

- 2. Formulate hand book for the people's court;
 - 1. Technique on consider cases and trail process;
 - 2. Technique on Mediation process;
 - 3. Case management regulations;
- 3. Create the Judicial conduct guidance for PC;
 - 1. Judges regulation "regulation on protect judges"
 - 2. Process of appointment, removal and dismiss judges and other administrative officers;
- 4. Organized dissemination seminar; 6 times for the activities 2 and 3 of III

IV. Other donors

- 1. ADB focus on commercial chambers;
- 2. French project focus on appellate court;
- 3. UNDP focus on infrastructure and seminars

Thank you for your attention!

判決書マニュアル作成について(最高人民裁判所発表

Presentation from the People's supreme Court of the Lao PDR.

Report on Legal and Judicial Development Project TIC, Tokyo from 18th Nov - 2nd Dec 2006

Mr. BOUATHONG CHANHTHAMALINH Mr. PHOMSOUVANH PHILACHANH

Contents of presentation

- Project Activities:
- 1. Case book;
- 2. the Statute Book;
- 3. Judgment Writing Manual;
- Plan for distribution of JWM
 - Northern part 2 seminars
 - Southern part 2 seminars
 - 3. Center part 2 seminars

Case book activities;

This activities is Cancelled because there are gap of understanding between Japan expert and Lao side:

- 1. What content should be put in this book?
- 2. Who is benefit from case book?
- 3. How to select, combine and printed case book?
- 4. How to disseminate case book?

Statute book activities;

- 1. Compilation data: divided judges into 4 groups in order to respond to specific sectors such as the laws concern to administrative areas (7 laws) Justice area (13 laws) economic, social and cultural areas (20 laws), Labor and natural resources laws (9 laws)
- Finish compilation which included all laws (49 laws, up to 2003);
- 3. Printed 1.000 copies;
- 4. Distributed to every court in Lao PDR.

Judgment Writing Manual (1/3)

1. Preparation

- Seminars
- External seminars
 Osaka Japan, Jan 2004;
 Osaka Japan, Sept 2004 after finish draft of JWM
- 2. Internal seminars
 - March and July, 2004 (Iseki sensei to Sekine sensei Lao su e iite kalimashita)

2. Draft and approval

- 1. WG draft JWM which has three parts,
 - General information about Judgment (2 parts has 2 lessons)
 - 2. Process at the people's court is pending (have 7 Lessons)
 - 3. Structure of Judgment (4 parts, 4 lessons)

Judgment Writing Manual (2/3)

- 2. Approval
 - 1. Make agreed in WG member
 - 2. Approved by Judges at the PSC, AC and PC
 - 3. Approved by the Judges Council of the PSC

3. Printed

1. Amount 600 copies

4. Disseminate seminars

- President and Vice president of the Local People's Court (41 participants)
- 2. Local judges (2 times, 50 participants for each)

Judgment Writing Manual (3/3) Extension of the project 1 year Causes

- 1. Law have amended;
- 2. The word and sentences not clear.
- 3. Too long which may be caused the reader confused

Proposal for dissemination of JWM

· Plan for distribution of JWM

1.Northern part 2 seminars

2.Southern part 2 seminars

3.Center part 2 seminars

Thank you

· Domo Aligato gosaimashita